当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒂　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigeo Ochi Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Misakashinnden viaduct No. 1.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 22 August 2014.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 22 October 2014 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 22 October 2014).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower―2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

**○第２号**

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道６号土浦ＢＰ上高津高架橋上部⑴工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　自）茨城県土浦市下高津　至）茨城県土浦市上高津

⑷　工事内容　上高津高架橋（第１橋）橋種：鋼２径間連続少数鈑桁橋（３主桁）橋長：Ｌ＝47.85m　支間長：Ｌ＝22.95m＋23.2m　幅員：9.0m　床版支間長：3.3m
上高津高架橋（第２橋）橋種：鋼３径間連続少数鈑桁橋（３主桁）橋長：Ｌ＝110.8m　支間長：Ｌ＝31.2m＋50.0m＋28.2m　幅員：9.0m　床版支間長：3.3m
上高津高架橋（第４橋）橋種：鋼３径間連続少数鈑桁橋（３主桁）橋長：Ｌ＝121.1m　支間長：Ｌ＝33.4m＋52.0m＋34.3m　幅員：9.0m　床版支間長：3.3m
工場製作工　約520ｔ　工場塗装工　約7,800㎡　工場製品輸送工　１式　架設工　１式　支承工　１式　現場塗装工　約370㎡　合成床版工　約2,500㎡　橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年３月25日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材約520ｔ

⑺～⑿　第１号１⑺～⑿に同じ

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。

⒁～⒆　第１号１⒁～⒆同じ

2　競争参加資格

⑴～⑶　第１号２⑴～⑶に同じ

⑷　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。
ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が40m以上であること。

㋓　供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）を規制（車線減少、片側交互通行、通行止め）して鋼橋の据え付け架設工事を行った実績を有すること。

㋔　床版支間2.5m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㋐～㋓は同一工事とし㋔は別工事でもよい。なお、㋔を別工事とする場合は、㋐を満たすこと。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、㋐、㋑は同一工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　第１号２⑸に同じ

⑹　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成27年５月から平成28年３月を予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成11年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑹③に同じ

⑺～⑽　第１号２⑺～⑽に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴～⑷　第１号３⑴～⑷に同じ

4　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ

⑹①～②　第１号４⑹①～②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年10月22日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成26年10月27日11時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。

5　その他

⑴～⑯　第１号５⑴～⑯に同じ

6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Route 6 Tsuchiura Bypass Kamitakatsu elevated Bridge No. 1.

⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)